

柏市立旭小学校 学校いじめ防止基本方針

柏市立旭小学校

平成26年3月1日策定

令和5年4月10日改訂

1 基本理念

この基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条（学校基本方針の策定）に基づいて策定する。

学校においては、この法の有無に関わらず児童におけるいじめ対策に万全を期すことは当然であり、今までも行われてきたものである。さらに、ここに明文化することで、職員間の共通理解を図り、継続的かつ効果的な指導効果を上げることを目的とする。

2 組織および組織図

(1) 生徒指導推進会議

全職員が参加し情報を共有すると共に、課題解決の為の共有をする。

(2) 特別支援教育推進委員会

特別支援コーディネーターが集約した特別な支援を要する児童についての情報を元に、年度初め及び必要に応じて、共通理解を図ると共に当該児童への支援方針を検討する。

(3) 職員会議

年度初め及び必要に応じて、「学校いじめ防止基本方針」を元に職員研修を実施すると共に、いじめの状況や特別な支援を要する児童について、全職員で共通理解を図る。

(4) 校内いじめ防止対策委員会

重大ないじめの状況が確認された（又は認知された）際、臨時的に設置し、解決までの中核的な役割を担う。構成メンバーは、管理職、教務主任、生徒指導主任、該当学年主任、担任、養護教諭、特別支援コーディネーター等とする。

(5) 組織図

別紙1のとおり

3 いじめの未然防止について

学校においては、学校生活のあらゆる場面において、日頃から児童の心の成長を促し「いじめをしない、させない、傍観しない」との認識を全職員及び全児童が再確認する。同時に、「いじめはどこにでも起こり得る」との認識の下、素早い発見と対応ができるよう、情報収集と組織での対応を心がける。また、保護者には、児童に対し規範意識を養う等、いじめ防止について学校と同一歩調で取り組んでいく必要があることについて、継続して情報発信していく。

(1) 学級経営

①児童理解

学級には様々な生い立ち、家庭環境、個性を持った児童がいる。その全ての児童の心持ちを理解した上で、児童個々の人格の完成を目指し、児童個々に応じた日々の言葉かけや指導方法を考える。

②居場所づくりと自己有用感

学校に安心できる居場所を作り、自己有用感を持たせるため、児童個々の特性を理解し、有効な言葉かけや助言を行う。同時に、自己指導力の獲得を促す。

③学級集団

児童が満足し、充実感を得られるような学級集団を目指す。「いじめをしない、させない、傍観しない」という学級規範意識を醸成する。

④組織対応

教師集団の性別・年齢・経験年数等それぞれの良さを生かし、学年の職員全員が学年児童全員を指導する。さらに部活動、委員会、学団、全校体制で児童に関わる。

⑤生徒指導目標の明確化

教育は人格の完成を目指して行われる。義務教育9年間を視野に入れ、中学校と連絡を密にとり、現状に即し発達段階に応じた生徒指導を行う。

(2) 学校体制

縦割り活動（児童会活動）

縦割り集団において上級生がリーダーシップを発揮できる機会を設けることにより、自己有用感を高め、下級生への思いやりの心を育む。

4 いじめの早期発見について

(1) 教育相談週間

教育相談を毎学期全員と実施する。希望があれば担任以外の教員やスクールカウンセラーとの相談も可能とする。児童に「大切にされている」との思いを持たせると共に、児童理解を深めることができる。悩み相談は、気軽にするように日頃から伝えておく。

(2) 柏市いじめの状況調査

毎学期末に実施しているいじめの状況調査により、いじめの状況を把握する。必要に応じて、集計を必要としない簡易アンケートも実施し状況の把握に努める。（柏市いじめの状況調査の保存期間は、実施年度の末から5年間保存する）

(3) 日頃の観察

学校生活のあらゆる場面で児童を観察し、変化に迅速な対応ができるように心がける。必要に応じて、いつでも児童の相談に応じられるような心構えを持つ。また、担任以外の職員が、児童の変化に気づいた時には、担任や学年主任に迅速かつ適切に伝えるよう共通理解する。

5 いじめの相談・通報の体制について

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（引用・・・いじめ防止対策推進法）

いじめ解消の定義

- ① 被害児童に対する心理的又は物理的な影響（インターネットも含む）が学校の内外を問わず3ヵ月継続して止んでいること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないことが本人及び保護者への面談等で確認する。
- ③ これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じた事情も勘案して判断する。

(1) 報告

いじめの情報が入った時には、一人で抱え込まず、学年主任→生徒指導主任→管理職への報告を欠かさず行う。第一報以後も適宜途中経過の報告をする。

(2) 聞き取りとつき合わせ

○聞き取りは、傾聴の姿勢を忘れずに、次の点に留意しながら丁寧に行う。

- ・客観的事実を先入感なしで聞き取り、必ず記録する。
- ・該当児童が複数いる場合は、複数の教員が協力して行う。
- ・聞き取りに際しては、被害者を「必ず守る」ことを事前に伝える。
- ・両者の聞き取り内容をつき合わせ、必要に応じて数回の聞き取りをする。
- ・学年に応じて、実施場所や実施時間を考え、過度の負担を強いないように配慮する。
- ・高学年の女子については、教員一人での聞き取りはなるべく避け、部屋の扉を開けておく配慮をする。

(3) 該当者間の調整

謝罪等の調整を行う。いじめられた者へは必ず守り通すことを、いじめた側へは今後の励ましを込めて、厳しさと愛情をもって調整する。

(4) 保護者連絡

保護者に対しては、迅速に電話または来校依頼、家庭訪問により連絡する。

(5) 原因究明

いじめが起きた背景、原因等を分析し、改善に役立てる。

(6) 見守り

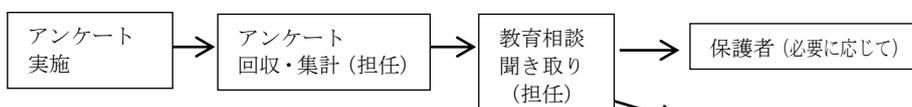
いじめがなくなると認められた後も、さらに見えない所で行われていないか等、見守り続ける。また、適宜双方への言葉かけを当面続け、愛情を持って見守っていることを継続的に伝えていく。必要に応じてスクールカウンセラーの活用を促す。

(7) 関係機関への連絡

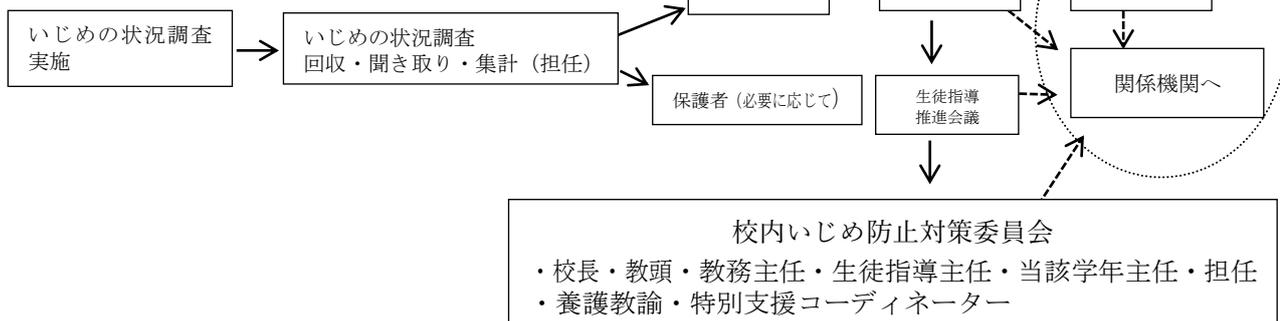
重大事態と判断した場合は、関係機関に報告・連絡・相談をする。

○ いじめ発見から対応までの流れ

《教育相談》



《柏市いじめの状況調査》



6 関係機関等の活用

(1) 教育委員会

毎学期行われている柏市いじめの状況調査で報告する。また、校長の判断により、重大事態については児童生徒課担当への連絡をすると共に指導助言を受ける。

(2) 柏市少年補導センター

インターネット等先端情報技術に関わるいじめについては、補導センター等へ連絡をすると共に指導助言を受ける。

(3) 幼稚園・保育園・中学校

小学校入学前の児童同士の関係や家庭環境等の情報を得て、児童理解を深める。小学校での状況は中学校へ引継ぎ、卒業後も児童がよりよい成長を遂げられるよう後押しする。

(4) 警察

重大事態発生時等、校長の判断により躊躇せず警察に連絡し、応援を仰ぐ。

(5) スクールカウンセラー及び学習相談室

児童個々と直接的に接するスクールカウンセラーや学習相談室の相談員からの情報提供を受ける。

7 いじめの指導について

(1) 児童

① いじめられた被害児童

- ・ いじめを受けた被害児童，知らせてきた児童の安全を確保すると共に，徹底して守り通すことを伝え，不安を除去する。
- ・ いじめを受けた被害児童が信頼できる人と連携し，いじめ児童に寄り添い支える体制を作る。
- ・ いじめを受けた被害児童に「あなたが悪いのではない」ことを伝えるなど，自尊感情を高める。
- ・ いじめが原因で不登校が発生した場合には，教育支援センター，学習相談室への通級・通室によって，いじめを受けた児童の学びの場の確保を行う。
- ・ 関係機関と連携をしながら，いじめを行う児童への指導を継続する。
- ・ 保護者の要請があれば，学区外就学を承認する。

② いじめた加害児童

- ・ いじめを行った加害児童には，いじめの意味を理解させ，自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめを行った加害児童が抱える問題や背景にも目を向けて必要な指導を行う。その指導においては，柏市少年補導センター及び千葉県警察本部東葛地区少年センターと連携して対応に当たる。
- ・ いじめが，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には，千葉県柏児童相談所及び柏警察署生活安全課に支援を要請する。
- ・ 指導を行っても十分な効果を上げることが困難な場合は，関係機関とも連携をとり，継続して指導する。

③ いじめに関わった児童(傍観者や仲裁者，相談者)

- ・ いじめに関わった児童生徒の心身と関係性の修復及び再発防止に努める。

④外国にルーツのある児童への対応

言語や文化の差異，世界情勢から，学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し，いじめが行われないよう，教職員，児童，保護者等の外国にルーツのある児童に対する理解を促進すると共に，必要な支援を行う。

⑤宗教との関わりに起因する問題を背景とした児童への理解と対応

宗教に関することのみを理由として消極的な対応をすることなく，課題を抱える児童生徒の早期発見，支援に努める。また，心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には，SC や SSW と共に組織として，教育相談に取り組み，児童相談所等の関係機関と緊密に連携し，必要な支援を行う。

⑥特別な支援を必要とする児童への対応

発達障害特性（LD・ADHD・自閉スペクトラム症等）を有する児童が，いじめの対象となったり，集団への不適応を起こしたりする可能性があることを踏まえ，学校全体で特別支援教育を推進し，理解，啓発を図ることにより，いじめを未然に防止するよう努める。その際，※熱心な無理解者とならないように留意して指導に当たる。

※無理解・誤解・理解不足などの状態にも関わらず，熱心と言われるくらいの積極的な指導・支援を繰り返し，かえって当事者の状態を悪化させてしまう人

⑦LGBTQ への対応

- ・性的マイノリティや性別違和・性的指向・性自認に係る児童生徒については，学校生活を送る上で特有の支援が必要となる。性的指向・性自認に関する人権教育の推進や個別の事案に応じ，スクールカウンセラー等を活用しながら児童の心情等に配慮して対応を行う。
- ・保護者から学校に対して相談が寄せられた際には，カミングアウトの強制やアウティング等が無い様に，守秘義務を順守して，教育委員会，医療等の関係機関と連携して適切に対応する。

⑧感染症等に関する人権への配慮と対応について

新型コロナウイルスの感染が広がり，全国的に誤解や偏見による，感染者や医療関係者，その家族や事業所などへの誹謗中傷やいじめ，差別的な対応といった人権侵害が増加している。

感染症は誰にでも感染するリスクがあり，差別や偏見，いじめ，SNS での心ない書き込みなどは絶対に許されることではない。人権侵害保護の観点からも，正確な情報に基づいた冷静な指導が求められる。

⑨学級全体

・道徳

教育活動全体を通して，規範意識，友情，生命尊重等について考えさせ，また，年間指導計画に基づき，機会を逃さず，話題について，確実に道徳の時間を行う。

・教科等指導

「学習内容がわかる」「授業が楽しい」と感じることは，充実した学校生活につながる。

⑩SOS の出し方に関する教育の推進

- ①悩みを抱えた時に、「現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人に SOS を出す）」ができるようにすること。
- ②「身近にいる大人がそれを受け止め、支援できるようにすること」を目的とした教育です。
 - ・学級活動、道徳等の学習と関連させ、各学校でいずれかの学年において年間 1 回以上実施する。
 - ・児童が悩みを抱えた時に助けを求めること等の教育は、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配付時等で、全ての児童を対象に毎年度繰り返し実施する。

⑪その他

- ・校長の判断により、いじめを行う児童、いじめを受けた児童の別室登校や自宅学習による出席扱い等の対応をする。
- ・いじめを受けた児童の心身を保護するためにやむをえない場合には、いじめを行う児童に対し出席停止措置等をとる。

【出席停止の制度】

- ・懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられたもの。

(2) 不登校児童や不登校の定義

文部科学省の調査では、「不登校児童生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義している。

(引用・・・文部科学省 HP)

・不登校支援について（教育支援センター「きぼうの園」）

小学生・中学生を対象とした不登校支援として、学習指導や基本的生活習慣の改善のための相談などを行っている。

電話窓口 04-7133-9400 午前9時から午後16時まで

(引用・・・柏市オフィシャルウェブサイト)

(3) 保護者・地域

①啓発

児童の規範意識やしつけ等、子供の教育に対する第一義的責任は保護者にあることを、学校だより等を通じて継続的に周知していく。特にゲーム機、スマートフォン等やSNS、インターネット等を通じてのいじめの予防や、いじめがあった場合の子供の変化の特徴等について、保護者に周知・啓発する。

②おはようウィーク

豊四季中学校区三校（豊四季中学校・柏第二小学校・旭小学校）合同による朝の挨拶運動を、毎学期3日間（年間9日間）程度実施する。保護者、青少協、地域ボランティアは、朝の挨拶を通して、子供たちを見守ると共に地域の一員としての意識を持つ第一歩とする。

8 重大事態への対応について

(1) 重大事態の定義

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・児童が自死したり，それを企図したりした場合
- ・心身等に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・年間30日を超える欠席がある場合

上記規定は、もちろんのこと児童生徒の個々の状況と保護者の要望を把握して判断する。

(引用・・・いじめ防止対策推進法)

(2) 対処

①児童生徒課に連絡する。(校長の判断による)

いじめ等の報告に際しては、その解決を第一に考え、正確かつ丁寧に説明を行い、隠蔽等を行わない。

②市教委と相談の上、校内いじめ防止対策委員会を立ち上げる。

③スクールカウンセラー及び必要に応じてスクールカウンセラースーパーバイザーの派遣要請をする。

④事実確認のための調査を行い、重大事態と判断した場合には警察に通報する。

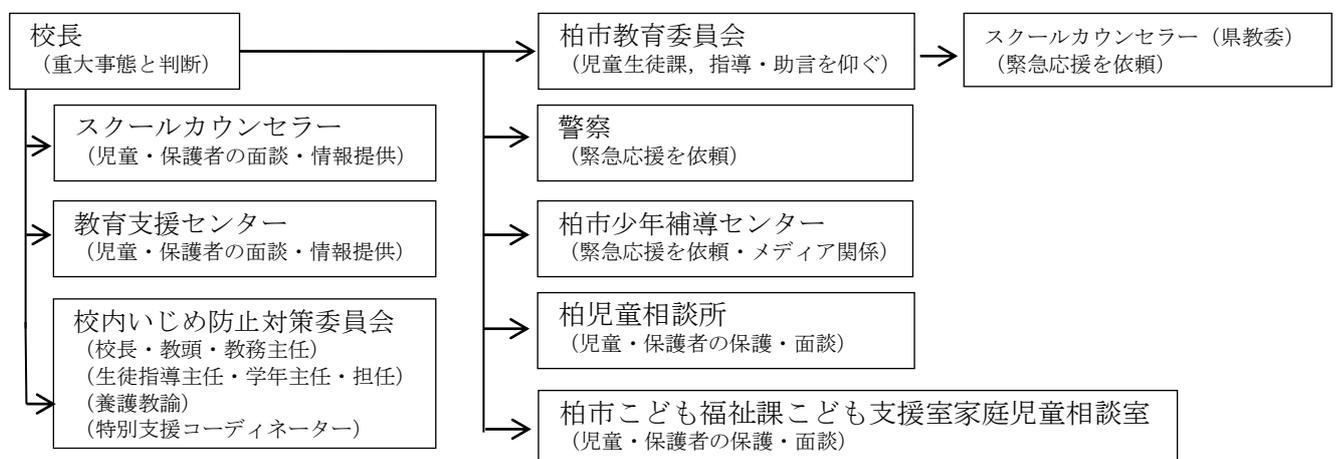
⑤上記結果を児童及び保護者に提供する。

(3) 調査結果及び報告

・調査結果については、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

・調査結果の報告を受けた市長は、報告された重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止の為に必要があると認める時には、法第30条第2項の規定に従い、報告された調査結果について再度調査を行う。

○ 重大事態発生時の対応



9 SNS・ネット上のトラブルについて

ネット上の不適切な書き込み、名誉棄損、プライバシー侵害等があった場合は、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。措置の実施にあたり、法務局又は地方法務局の協力を求める。

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、支援を求める等、インターネットを通じて行われるものを含めて、いじめと捉えて対応する。

10 対教師暴力について

学校は暴力を容認する場ではない。

必要に応じて、「法的対応」や「警察」を導入する。

11 公表、点検、評価等について

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」については、生徒指導推進会議、職員会議、学校評議員会議等により、毎年度末に向けた改訂を視野に入れた点検・評価をした後、学校ホームページ上に公表する。また、その内容を保護者や地域住民、児童生徒にも検討してもらい、策定後の取り組みが円滑に進められるようにする。
- (2) 学校評価を視野に入れた保護者アンケート実施の際、学校のいじめ対策に関する項目を設け、点検・評価を行う。

12 年間指導計画について

4月	教育相談週間	6月	生活アンケート	6月	柏市いじめの状況調査
		10月		11月	
		2月		2月	

13 スクールソーシャルワーカーの役割

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ②関係機関等とのネットワークの構築、連絡・調整
- ③学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動

14 スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの違い

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を持ち、「児童生徒を取り巻く環境」に注目する。

スクールカウンセラーは、臨床心理士等の資格を持ち「児童生徒の心の問題」に注目する。

15 24時間子供SOSダイヤルについて

〈概要〉

いじめ問題やその他の子供のSOS全般に悩む子どもや保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう、都道府県及び指定都市教育委員会が夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制を整備。子供たちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめやその他のSOSをより簡単に相談することができるよう、全都道府県及び指定都市教育委員会で実施。下記のダイヤルに電

話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続。



子どもと親のサポートセンター電話相談窓口（千葉県教育委員会 HP）
電話番号 0120-415-446（千葉県内のみ）
対応時間 24時間（引用・・・文部科学省 HP）

16 STANDBY アプリについて

児童生徒が所有しているスマートフォンや一人一台端末から児童生徒課や専門機関に直接、いじめ等の悩みを匿名で報告・相談したり，心と体の状態を記録してアンケートに回答することで自己管理能力の育成やいじめの早期発見をしたりできるアプリがある。

〔校内体制〕

〔外部機関〕

